

実用新案登録出願書類の 書き方ガイド

書面による出願手続について



独立行政法人
工業所有権情報・研修館



I

実用新案を出願する前に

1. 事前調査

実用新案を出願しようとする方は、事前に実用新案公報、特許公報、公開特許公報などを調査してください。それは次の理由からです。

(1) 公知の有無の調査資料として

上記の公報等に掲載されている発明、考案はすべて公知（公然と知られていること）の技術となります。実用新案登録出願以前にその考案が公知になっていると、実用新案技術評価の請求をした場合に、請求項に係る考案について新規性や進歩性が欠如するものと判断されるおそれがあるからです。

(2) 明細書と図面の作成の手引きとして

実用新案を出願するに当たっては、所定の様式に従って、出願書類（願書、実用新案登録請求の範囲、明細書、図面、要約書）を作成しなければなりません。

この場合のキーポイントになるのが実用新案登録請求の範囲、明細書と図面の書き方であり、その書き方の手本となるのが実用新案公報等に掲載されている文章や、図面になります。また、自分の考えに近い考案、発明が掲載されている実用新案公報等を選び出して、そこから自分の考案を実用新案登録請求の範囲、明細書、図面にまとめる要領も学べます。

公報は、独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）の公報閲覧室でご覧になれます。また、INPITホームページ内の**特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）**において、公報掲載情報の検索サービスを無料で提供していますのでご利用ください。接続するには、特許庁ホームページから「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」をクリックまたは<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>に直接アクセスしてください。

The screenshot shows the official website of the Japan Patent Office (JPO). At the top, there's a navigation bar with links for 'ホーム', 'お知らせ', '制度・手続', '支援情報・活用事例', '資料・統計', '特許庁について', and 'お問い合わせ Q&A'. Below the navigation, there are several informational banners about COVID-19 responses. The main content area features a search bar with the placeholder 'ENHANCED BY Google' and a button labeled 'Q'. To the right of the search bar is a sidebar titled '注目情報' (Attention Information) which includes links for '特許・実用新案・意匠・商標を検索' (Search for Patents, Utility Models, Designs, and Trademarks), 'J-PlatPat(外部サイト)' (External Site), '初めての商標検索' (First trademark search), '商標を検索してみましょう' (Let's search for trademarks), '手続料金計算' (Fee calculation), '手続料金計算システム' (Fee calculation system), and '中小企業の皆様へ' (To small and medium-sized enterprises). A large yellow arrow points to the search bar with the text 'ここをクリックする。' (Click here). Below the search bar, there's a graphic for the '地域団体商標ガイドブック ~カタログ編~' (Regional Collective Trademark Guide Book Catalogue).

OJ-PlatPatにおける特許・実用新案の主な検索サービス

・特許・実用新案検索

特許・実用新案検索は、書誌的事項／分類（FI・F ターム、IPC）／要約／請求の範囲及び公報全文（書誌を除く）等のキーワードを入力し、特許・実用新案公報、和文抄録等を検索することができます。

The screenshot shows the J-PlatPat homepage with a navigation bar at the top. The main menu includes '特許・実用新案' (Patent and Utility Model), '意匠' (Design), '商標' (Trademark), and '審判' (Judicial Review). Below the menu, there is a search bar with a magnifying glass icon labeled '簡易検索' (Simple Search) and a help link 'ヘルプ'.

Search parameters include:

- Search type: '特許・実用新案' (Patent and Utility Model)
- Language: '和文' (Japanese)
- Checkboxes: '四法全て' (All four methods), '自動絞り込み' (Automatic filtering) checked, and a question mark icon.
- Search input: '例1)人工知能 例2)2019-00012X'
- Buttons: '検索' (Search) and a help link 'ヘルプ'.



The screenshot shows the detailed search interface for patent and utility model applications. It includes:

- Search bar: '特許・実用新案検索' (Patent and Utility Model Search).
- Text input fields: 'テキスト検索対象' (Text search target) with '和文' (Japanese) selected, and '文献種別' (Document Type) with '国内文献' (Domestic Document) checked.
- Advanced search options: '検索キーワード' (Search Keyword) and '書誌的事項' (Bibliographic Item) fields, both containing examples like '感染を予防' (Prevent infection) and 'インフルエンザ' (Influenza).
- Buttons: '検索' (Search) and '近傍検索' (Neighboring search).



2. 実用新案法上の考案とは

(1) 自然法則を利用しているか

「自然法則」とは、自然界において経験的に見いだされる科学的な法則をいいます。

- × 自然法則以外の法則 → 経済法則や数学上の定理
- × 人為的取決め → 商売方法やゲームのルールなど
- × 自然法則自体 → エネルギー保存の法則、万有引力の法則
- × 自然法則に反するもの → 永久機関

(2) 技術的思想であるか

- × いわゆる技能 → フォークボールの投げ方、プロレス技など
- × 単なる情報の提示 → デジタルカメラで撮影されたデータなど
- × 美術的創作物 → 絵画、彫刻など

(3) 創作であるか

- × 天然物の単なる発見など



× フォークボール
の投げ方

(4) 小発明であるか

特許制度は比較的高度な発明を対象としていますが、実用新案制度はちょっとした工夫が産業上役立つことも多く、また、日常生活の便宜を増大することから、いわゆる小発明といわれる考案を保護するために設けられました。

3. 実用新案を受けることができる考案とは

・保護の対象

実用新案法では、保護の対象が「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限定されているため、これに該当しないもの、例えば「方法」や「製造方法」のようなカタチに表せない技術は、実用新案法の保護対象とはなりません（特許法における保護の対象にはなり得ます）。

- 「物品の形状、構造又は組合せ」に該当しないもの
 - ①方法のカテゴリーである考案
 - ②組成物の考案
 - ③化学物質の考案
 - ④一定形状を有さないもの（例、液体バラスト、道路散布用滑り止め粒）
 - ⑤動物品種、植物品種
 - ⑥コンピュータプログラム自体

4. 実用新案制度の特色

(1) 無審査主義

特許制度は権利の安定性重視の観点から、審査官がその出願の新規性・進歩性を有するかについての実体審査を行う「審査主義」を採用しているのに対して、実用新案制度では、早期登録の観点からその出願が権利を受けるために必要な要件（方式要件及び基礎的要件（16頁参照））のみを審査し、実体審査は行わない「無審査主義」を採用しています。

そのため、出願する際には、出願手数料と併せて3年分の登録料を一括納付する必要があります（13頁参照）。

(2) 実用新案技術評価書（実用新案法第12条）

実用新案権は、新規性や進歩性などの実体的な要件についての審査を行うことなく権利が付与されるため、権利行使に当たっては、より高度な注意義務が必要となります。

そこで、実用新案権の有効性を判断する材料として、「実用新案技術評価書」があります。

これは、特許庁の審査官が出願された考案の新規性、進歩性などに関する評価を行い、これを請求人に（他人からの請求があったときは実用新案権者にも）通知するものです。請求は誰でもすることができます、対象となっている実用新案権が消滅した後であっても、その実用新案登録が無効とされた後、または実用新案登録に基づく特許出願がされた後でない限り、いつでも行うことができます。

実用新案技術評価書には、評価の内容が分かりやすくなるように調査範囲を記載し、請求項ごとに評価、引用文献等に加えて、評価についての説明が記載されます。請求項に係る考案の新規性等が否定される場合は、評価についての説明の欄に、そのような評価をした理由が記載されます。

なお、評価については、「評価1」～「評価6」のうちから該当するものが選択され、評価6以外の場合は新規性等を否定されることとなります。

※評価6には、記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含まれます。



(参考) 実用新案技術評価書の例

例

・典型的な記載例

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

1. 登録番号 3012345
2. 出願番号 実願2006-092345
3. 出願日 平成18年5月1日
4. 優先日／原出願日
5. 考案の名称 寝具付きぬいぐるみ
6. 実用新案登録出願人／実用新案権者 実用 太郎
7. 作成日 平成18年9月1日
8. 考案の属する分野の分類 A63H 3/02
(国際特許分類) A63H 3/00
A63H 3/04
A47J 9/08
9. 作成した審査官 俵 香志代 (9136 3L)
10. 考慮した手続補正書・訂正書

11. 先行技術調査を行った文献の範囲

- 文献の種類 日本国特許公報及び実用新案公報
分野 國際特許分類
A63H 3/00-3/04
A47G 9/00-9/08
時期的範囲 ~平成18年9月1日
●その他の文献
• ○○○○編「生活百科(収納編)」(平成3年5月
6日発行) ○○社
• 特開昭62-123456号
• 特開昭63-246734号
• 実願昭63-134587号(実開平01-023
464号) のマイクロフィルム

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

12. 評価

- ・請求項 1 及び2

※「特許・実用新案審査ハンドブック附属書C」(特許庁調整課審査基準室) より



- ・評価 1

- ・引用文献等 1

- ・評価についての説明

引用文献1の第3頁右下欄第2～5行目には、「本願発明は、…特に、子供用の玩具に変形可能で、その際には、寝袋の本体が玩具の詰め物となる様に構成された子供用の寝袋に関するものである。」と記載されている。

引用文献1に記載されたものにおける「寝袋」は、本願の請求項1及び2に係る考案における「寝具」に相当する。また、引用文献1の図1には、玩具として犬の形状のものが示されており、引用文献1に記載されたものにおける「玩具」は、本願の請求項1及び2に係る考案の「ぬいぐるみ」に相当する。

したがって、引用文献1には、「寝具とぬいぐるみを一体化したもの」及び「寝具とぬいぐるみを一体化したものにおいて、寝具をぬいぐるみの中に収容できるように構成したもの」が記載されている。

- ・請求項 3

- ・評価 2

- ・引用文献等 1 及び2

- ・評価についての説明

引用文献1に記載された考案の認定については、請求項1及び2の評価についての説明のとおりである。

引用文献2の第12図には、寝具等を収納する袋において開口部をファスナーで開閉するものが記載されている。引用文献1に記載されたものにおけるボタンと、引用文献2に記載されたものにおけるファスナーとは、同様の機能を有するものである。したがって、引用文献1に記載されたものにおいて、そのボタンをファスナーに置換することは当業者がきわめて容易に想到し得たことである。

- ・請求項 4

- ・評価 6

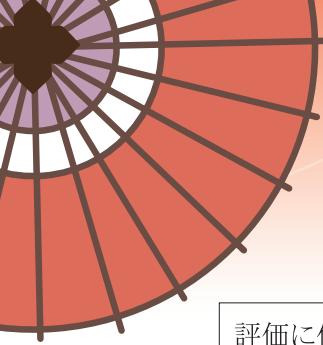
- ・引用文献等 1、2 及び3（一般的技術水準を示す参考文献）

- ・評価についての説明

有効な調査を行ったが、新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない。

引用文献等一覧

1. 特開昭59-54321号公報
2. ○○○○編「生活百科（収納編）」（平成3年5月6日発行）○○社
3. 特開昭59-23456号公報



評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第3条の2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第1項又は第3項）。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第2項又は第6項）。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。

※「特許・実用新案審査ハンドブック附属書C」（特許庁調整課審査基準室）より

（3）実用新案権の行使

実用新案権を行使する場合には、実用新案技術評価書を提示して警告することが義務づけられています（実用新案法第29条の2）。この提示やその他相当の注意をしないで警告や権利行使を行った後に、実用新案登録が無効になった場合には、警告や権利行使をしたことにより相手方に与えた損害を賠償する責めを負うことになります（実用新案法第29条の3）。

5. 特許制度と実用新案制度の比較

特 訸		実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	審査官が審査	無審査
権利の存続期間	出願から20年	出願から10年
権利になるまで	審査請求から平均約15月 (最終処分まで)	出願から2~3月 (不備のないもの)
費用 (登録から3年分)	約18万円	約2万円
権利行使	排他的の権利	実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければできない
出願件数	年間約29万件	年間約5千件

○早期登録制度の採用
○紛争解決は当事者間の判断
○権利行使は当事者責任で

早期登録の観点から、方式・基礎的要件の審査のみを行い、新規性・進歩性等の実体審査は行わない無審査制度を採用

特許出願手数料
出願料 14,000円
審査請求料
138,000円+(4,000円×請求項の数)
特許料 4,300円+(300円×請求項数)/年
(1~3年まで)

実用新案登録出願手数料
出願料 14,000円
登録料 2,100円+(100円×請求項数)/年
(1~3年まで)

実用新案技術評価請求手数料
42,000円+評価を求める
請求項の数×1,000円

※出願件数及び権利になるまでの期間は2022年の数値

特許と実用新案には、上記のような違いがあります。出願する技術内容、事業性、製品のライフサイクル等を考慮して選択しましょう。

II

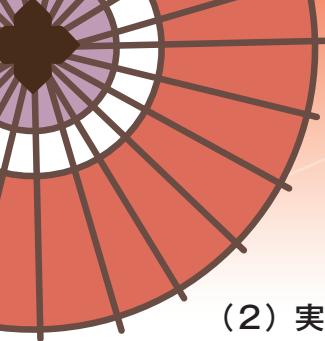
実用新案登録出願の願書（書面）作成要領

1. 書面により実用新案登録出願する場合の記載例

(1) 実用新案登録願の記載例

特許印紙 (円)	<p>特許印紙に割り印をしないでください。 収入印紙は認められません。</p> <p>出願料と登録料の合計額になります。</p>												
<p>【書類名】 実用新案登録願</p> <p>【整理番号】 U T - 001</p> <p>(【提出日】) 令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>【あて先】 特許庁長官 殿</p> <p>(【国際特許分類】) A 47 G 25/14</p> <p>【考案者】</p> <p>【住所又は居所】 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11</p> <p>【氏名】 実用一郎</p> <p>【実用新案登録出願人】</p> <p>【識別番号】 502105638</p> <p>【住所又は居所】 埼玉県さいたま市中央区桜木町1-7-5</p> <p>【氏名又は名称】 関東考案株式会社</p> <p>(【代表者】) 登録太郎</p> <p>【国籍・地域】</p> <p>【電話番号】 03-3581-1101</p>													
<p>出願人が、自己の他の出願と区別することができるよう に、任意のローマ字(大文字)・数字・「-」(10文字以内) で記載します。 同時に2以上の出願をするときには、必ず記載します。</p> <p>なるべく記載します。</p> <p>出願する考案が属する分類をなるべく記載します。 不明なときは【国際特許分類】の欄は不要です。</p> <p>【住所又は居所】は都道府県名から番地まで大区画順 に正確に記載します。</p> <p>識別番号を取得されているときは記載しま す。取得されていないときは【識別番号】 の欄は不要です。識別番号を記載したとき は【住所又は居所】の欄は省略できます。</p> <p>法人の場合は【代表者】 の欄を設けて、代表者 氏名を記載します。 個人の場合は【代表者】 欄は不要です。</p> <p>【氏名又は名称】が外国人の場合は記載します。 ただし、【住所又は居所】の欄に記載した国と同一の 場合は【国籍・地域】の欄は不要です。</p>													
<p>【納付年分】 第1年分から第3年分</p> <p>【提出物件の目録】</p> <table border="0"><tr><td>【物件名】</td><td>実用新案登録請求の範囲</td><td>1</td></tr><tr><td>【物件名】</td><td>明細書</td><td>1</td></tr><tr><td>【物件名】</td><td>図面</td><td>1</td></tr><tr><td>【物件名】</td><td>要約書</td><td>1</td></tr></table> <p>出願と同時に少なくとも第1年分から 第3年分の登録料が必要です。</p>		【物件名】	実用新案登録請求の範囲	1	【物件名】	明細書	1	【物件名】	図面	1	【物件名】	要約書	1
【物件名】	実用新案登録請求の範囲	1											
【物件名】	明細書	1											
【物件名】	図面	1											
【物件名】	要約書	1											
<p>※丸かっこ(【】)の欄に記載したときは、丸かっこ(())を削除してください。記載しないときは() の欄は不要です(削除してください)。</p>													

※上記の記載例は、出願において記載すべき最低限のものであり、新規性喪失の例外適用等を受けるためには、別途、記載必須事項等がありますので、お問い合わせください。



(2) 実用新案登録請求の範囲の記載例

<p>【書類名】 実用新案登録請求の範囲 【請求項 1】 ハンガー本体に貴重品収納室を設け、当該貴重品収納室に枢着した開閉自在の蓋板に鍵を設けるとともに、ハンガー本体の上部フック部分に両止南京錠を設け、当該両止南京錠の鎖錠系止を吊下棒に係脱自在としたところを特徴とする貴重品収納室付ハンガー。</p>	<p>書類名ごとにページを付します。 (1) 複数の請求項を記載する場合は、連続した番号とします。 1つでも、【請求項 1】とします。 請求項の内容は、【請求項〇】の横から記載してはいけません。 次の行から記載してください。</p>
---	---

(3) 明細書の記載例

【書類名】 明細書
【考案の名称】 貴重品収納室付ハンガー
【技術分野】
【0001】
本考案は、貴重品収納部及びフック部分に両止南京錠を設けた、ハンガーに関するものである。
【背景技術】
【0002】
旅館、ホテル等において衣服を脱いだ場合、衣服はハンガーに掛け、財布、時計、貴金属等の貴重品は、金庫あるいはフロントに別々に保管していた。
【先行技術文献】
【特許文献】
【0003】
【特許文献1】 特開平05-975510号 公報
【非特許文献】
【0004】
【非特許文献1】 「〇〇電機 〇〇製品カタログ1993」、〇〇電機株式会社、1993年、p. 18
【考案の概要】
【考案が解決しようとする課題】
【0005】
別保管は金庫等の設置による経済的負担も大きく、また、スペースも必要になる。さらに、他の場所への貴重品の移動は時間的、労働的負担である。従って、ハンガーの機能と金庫の機能を一体化することにより衣服の脱着の場所で安全に貴重品の保管が可能になり前述の欠点を解決しようとするものである。
【課題を解決するための手段】
【0006】
本考案は、ハンガー本体に貴重品等を収納する貴重品収納室を設け、その片面にピンにて枢着した蓋体が開閉自在となるようにし、その蓋体の錠体を装着し、錠体の錠部がハンガー本体の貴重品収納室の上方口縁部に係脱することにより鎖錠可能し、且つ、ハンガー本体の上部フック部分に設けた両止南京錠の鎖錠係止により洋服ダンス内等に架設された吊下棒の係止自在とすることにより問題点を解決している。
【考案の効果】
【0007】
上述の様に、本考案の貴重品収納室付ハンガーはハンガー本体に衣服を掛けることは勿論、貴重品収納室を鎖錠可能にハンガー本体に設けたので、財布、時計、貴金属等を安全に収納でき、しかもハンガー本体はこれを吊り下げるべき洋服ダンス等の吊下棒から取り外せないように鎖錠できることにより盗難防止として役立つ。
【図面の簡単な説明】
【0008】
【図1】 本考案の貴重品収納室付ハンガーの一実施例を示す正面図である。
【図2】 本ハンガーの一部切欠断面図である。

書類名ごとにページを付します。(1)
考案の内容を簡潔に表現します。考案の内容と直接関係のない語句を記載してはいけません。
段落ごとに段落番号を付けます。
実用新案登録を受けようとする考案に関連する発明等が記載された刊行物の名称を記載します。
従来技術の問題点を明らかにします。
実用新案登録請求の範囲に記載した構成の説明とともに、より好ましい構成を説明します。
従来技術に比し有利な効果を記載します。
全ての添付図面について図番号順に説明を記載します。

(2)

【考案を実施するための形態】 考案をどのように実施するかを具体的に記載します。

【0009】

ハンガー本体の片方の蓋板はピンを中心を開閉し、開放したとき蓋板自体が中振り状態にならないように鎖の一端を蓋板の内壁に、その他端をハンガー本体の内壁に固定して、蓋板が略半開状態で支承される。又、蓋板を閉鎖したとき、蓋板の錠体の錠部がハンガー本体の貴重品収納室に上方口縁部に係脱することにより鎖錠可能となる。また、ハンガー本体の上部フック部分に設けた両止南京錠の鎖錠係止は、鎖錠したり、解錠したりすることにより、洋服ダンス等の吊下棒に係止自在となる。

【実施例】

【0010】

以下、添付図面に従って一実施例を説明する。1は耐久性のプラスチックス等適宣素材にて一体化形成されたハンガー本体、2は財布、時計、貴金属等を収納するために、該ハンガー本体1内に設けた貴重品収納室で、この貴重品収納室2はピン3にて枢着した蓋板4が開閉自在となる。5は蓋板4に装着した錠体で、この錠体5は錠部5aがハンガー本体1の貴重品収納室2の上方口縁部2aに係脱することにより蓋板4はハンガー本体1に鎖錠する。

【0011】

6は前記ハンガー本体1の上部フック部分に設けた両止南京錠で、この両止南京錠6の鎖錠係止6aは、例えば洋服ダンス内に架設された吊下棒7に係止自在となる。即ち、両止南京錠6を鍵(図示せず)にて解錠すると鎖錠係止6aは吊下棒7からはずれる。

【0012】

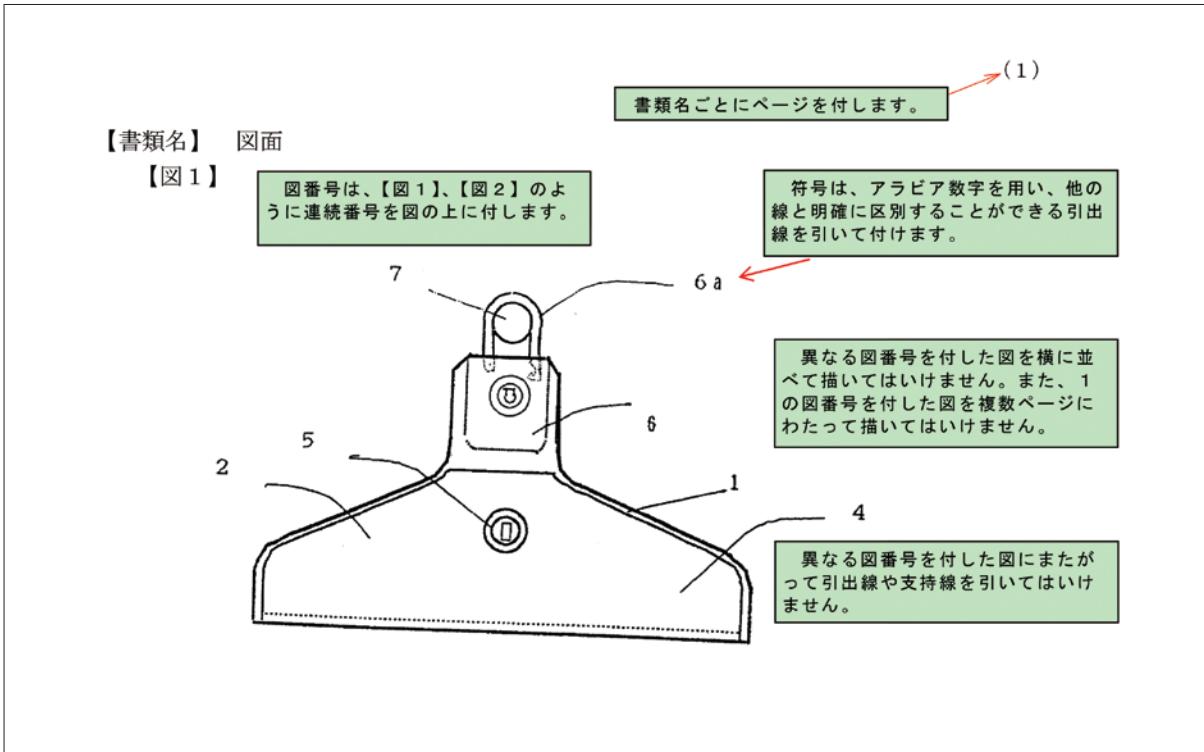
本考案の一実施例は上述の如き構成からなるものであるから、ハンガー本体1の衣服を掛けるハンガーとしてもいることは勿論であるが、錠体5に鍵を挿入して回転させれば錠部5aがハンガー本体1の上方口縁部2aからその係止を解き、解錠される。

【符号の説明】 図面の主要な部分(少なくとも実用新案登録請求の範囲に登場するもの)を表す符号を説明します。

【0013】

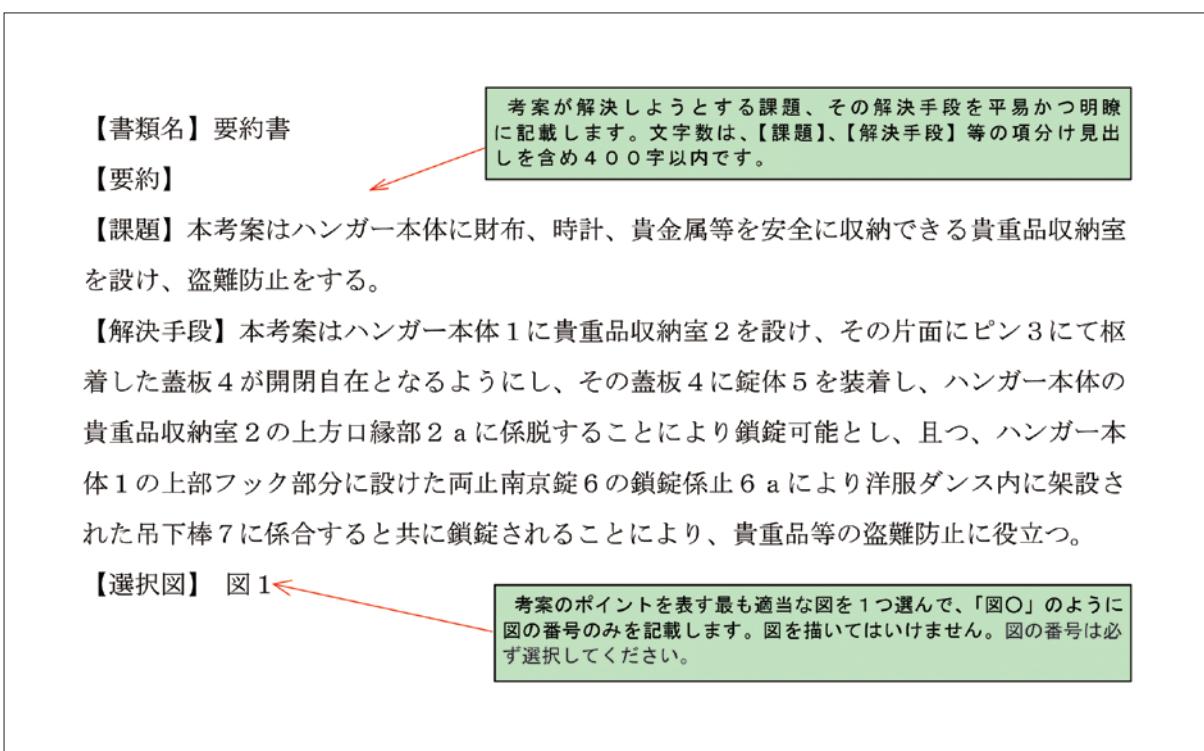
- 1 ハンガー本体
- 2 貴重品収納室
- 3 ピン
- 4 蓋板
- 5 錠
- 6 フック部分の両止南京錠
- 7 吊下棒
- 8 鎖

(4) 図面の記載例



※実用新案登録出願では物品の形状や構造を表す図面が必須です。

(5) 要約書の記載例





2. 実用新案登録出願書類の作成要領

「実用新案登録出願の書類」は、以下の要領で作成してください。

インターネットをご利用の方は、INPITホームページ「知的財産相談・支援ポータルサイト」(<https://faq.inpit.go.jp>) の各種申請書類一覧（紙手続の様式）から書面による出願書類のダウンロードができます。

(1) 用紙について

- ①用紙は、日本工業規格A列4版〈A4〉(横21cm、縦29.7cm)の白紙で、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長に用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、罫線等を記載しないでください。
- ②文字は、黒色で明瞭にかつ容易に消すことができないように書いてください。

(2) 出願する際の手数料について

- ①実用新案登録出願をする場合は、出願手数料と併せて第1年から第3年までの登録料を一時に、納付しなければなりません。

出願手数料は、14,000円及び1～3年までの登録料（2,100円+請求項の数×100円）×3の合計額となります。手数料相当額の特許印紙で納付します（収入印紙での納付は認められません。）。

- ②特許印紙は、全国各地の集配郵便局等で購入して、願書の左上部余白に貼ってください（特許印紙に割り印をしないでください。）。その下に貼付金額を（20,600円）のように括弧を設け記載してください。

※特許印紙以外の納付方法については、特許庁ホームページをご参照ください。

※手数料（登録料）は令和6年4月1日時点のものです。

提出する際は最新の手数料（登録料）を特許庁ホームページ等でご確認ください。



「納付方法について」

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/nohu/index.html>

3. 出願から登録までの手数料（登録料）について

(1) 出願時に必要な手数料

- ①出願手数料 14,000円
- ②第1年から第3年までの登録料
1～3年 毎年 2,100円+請求項の数×100円
3年分を一括納付する必要があります。
- ③電子化手数料（以下の（4）を参照）

(2) 権利の維持に必要な手数料(一般的に年金といいます)

- ①実用新案登録料
4～6年 每年 6,100円+請求項の数×300円
7～10年 每年 18,100円+請求項の数×900円



(1年分でも、複数年分をまとめてでも、納付することができます。)

(3) 権利の行使に必要な手数料

①実用新案技術評価書の請求手数料

42,000円 + 評価を求める請求項の数 × 1,000円

②電子化手数料（以下の（4）を参照）

※登録料や実用新案技術評価書の請求手数料について減免制度があります。詳しくは特許庁ホームページをご確認ください。（「個人を対象とした減免措置について」https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_08.html）

(4) 電子化手数料

2,400円 + (800円 × 提出書類の枚数)

出願手続等オンラインで可能な手続を書面（紙）で行う場合（一部の手続きを除く）には、出願手数料の他に別途電子化手数料が必要となります。

電子化手数料の納付は、出願書類等提出の日から数週間後に「一般財団法人工業所有権電子情報化センター」から送付される電子化手数料の払込用紙を用いて行います。

*電子化手数料の納付を必要とする手続一覧は特許庁ホームページをご参照ください。
<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/paper/denshika.html>

※手数料（登録料）は令和6年4月1日時点のものです。提出する際は最新の手数料（登録料）を特許庁ホームページ等でご確認ください。

4. 書類の提出方法

所定の事項を記載した実用新案登録出願書類一式を、以下の方法により特許庁長官宛に提出します。

(1) 受付窓口へ直接持参する方法

特許庁出願課出願受付（特許庁庁舎1階）へ提出します（本書裏面「周辺地図」を参照）。

(2) 郵送する方法

送付先 〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

特許庁長官 宛

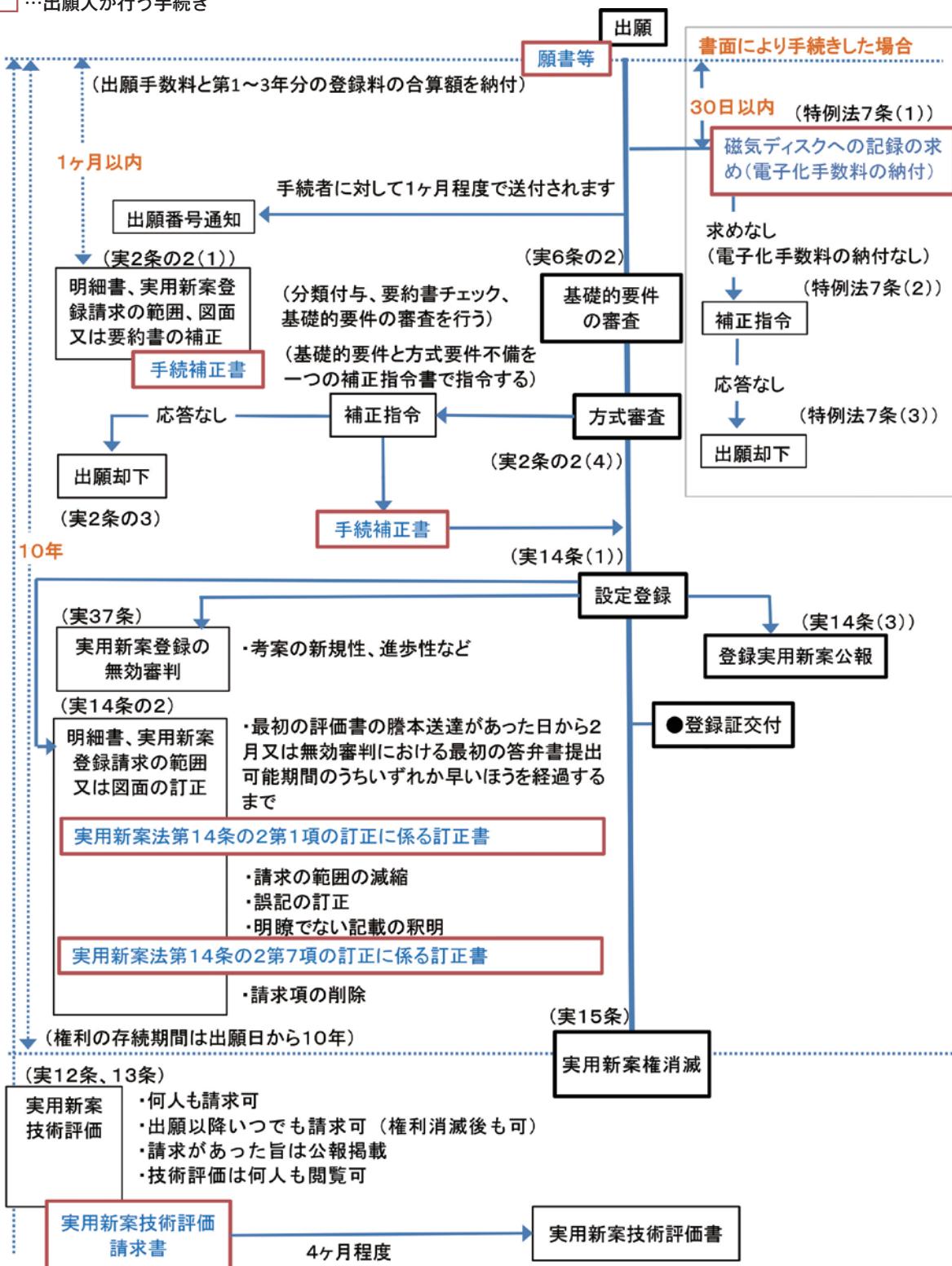
※宛名面（表面）余白に「出願書類 在中」と記載して、できるだけ書留・簡易書留郵便・特定記録郵便で郵送してください。

※郵送する出願関係書類について、特許庁が受領したことを確認したい方は返信用切手を貼付して差出人住所・氏名を記載した封筒又はハガキを同封してください。特許庁で受付スタンプを押して返送しますので、封筒の場合には返信用控としての書面のコピーを同封し、ハガキには書類名と郵送日を記載してください。

III

出願から登録までの流れ

□ …出願人が行う手続き





1. 実用新案登録出願（実用新案法第5条）

出願時には、出願書類（願書、実用新案登録請求の範囲、明細書、図面、要約書）を出願手数料及び第1年分から第3年分の登録料とともに特許庁に提出します。

2. 基礎的要件審査

基礎的要件審査では、登録するために必要な基礎的要件を満たしているか否かの基礎的要件のみの審査を行います。新規性・進歩性などの実体審査は行いません。

基礎的要件は以下の5つの要件から成り立ちます。

- ・物品の形状、構造又は組合せに係る考案であること。
- ・公の秩序、善良の風俗などに反しないこと。
- ・実用新案登録請求の範囲の記載様式を満たしていること。
- ・考案の单一性を満たしていること。
- ・明細書、実用新案登録請求の範囲または図面に必要な事項が記載されており、その記載が著しく不明瞭でないこと。

3. 方式審査

方式審査では、出願書類や各種手続が法令で定められた方式要件に適合しているか否かがチェックされます。

4. 実用新案権の設定登録

方式要件及び基礎的要件を満たしている実用新案登録出願は、早い場合は出願から約2ヶ月で実用新案権の設定の登録がなされます。また、実用新案登録証は、設定登録の日から約2週間後に郵送されます。

5. 実用新案技術評価の請求

実用新案技術評価書は、実用新案権の有効性を判断する材料として、審査官が、出願された考案の新規性、進歩性などに関する評価を行い、評価結果を請求人に通知するものです。実用新案技術評価請求はだれでもすることができ、対象となっている実用新案権が消滅した後であっても、その実用新案登録が無効にされた後、又は実用新案登録に基づく特許出願がされた後でない限り、いつでも行うことができます。

6. 実用新案権の維持・消滅

実用新案権は設定登録により権利が発生しますが、4年目以降も実用新案権を維持するためには、各年分の登録料（一般的に「年金」と言います）を、前年以前に納付しなければなりません。また、権利の存続期間は出願から10年です。



IV

困ったときのサポート

1. 「知的財産相談・支援ポータルサイト」の活用

特許・実用新案・意匠・商標って何？出願書類ってどうやったら手に入るの？書き方が分からない…

こんな時は、「知的財産相談・支援ポータルサイト」をご利用ください。

ご利用の際は、特許庁ホームページから「知的財産相談・支援ポータルサイト」をクリックまたは<https://faq.inpit.go.jp>に直接アクセスしてください。

The screenshot shows the JPO homepage with various links and notices. A yellow banner in the center says: "画面を下にスクロールし、ピックアップの中にある「知的財産相談・支援ポータルサイト」のバナーをクリックする。" (Scroll down the page and click the banner for the 'Knowledge Property Consultation and Support Portal Site'.) A red arrow points to a specific link labeled "知的財産相談・支援ポータルサイト".

知的財産相談・支援ポータルサイトでは、相談窓口に寄せられるよくある質問や回答を掲載しています。

その他にも、申請書類一覧や料金一覧ページ、書き方ガイドなども掲載しています。

The screenshot shows the main page of the 'Knowledge Property Consultation and Support Portal Site'. It features a large illustration of a person holding a smartphone next to a large glowing lightbulb. The text "アイデアを守り、未来を共に築く 知的財産相談のパートナー" (Protecting ideas, building the future together. Partner for knowledge property consultation) is displayed. A small brown bear character is also present.

※特許庁ホームページやポータルサイトの画面レイアウト構成は、適宜変更される場合があります。

2. 知財総合支援窓口の活用

INPITでは中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、知的財産に携わる様々な専門家や支援機関と共同してその場で解決を図るワンストップサービスを提供する「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置しています。

知財総合支援窓口の詳細につきましては、知財総合支援窓口WEB「知財ポータル」をご参照ください。

<https://chizai-portal.inpit.go.jp>

また、全国共通お問い合わせ先として、ナビダイヤル「0570-082100」を設置しております。こちらにお電話いただければ、お近くの知財総合支援窓口につながりますので、ご利用ください。

3. 電子出願ソフトサポートサイトの活用

インターネットを介した電子出願が可能です。

電子出願については、「電子出願ソフトサポートサイト」に、利用に当たっての事前手続等の情報を掲載していますのでご参照ください。

<https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>

また、出願書類の作成が不慣れな方でも、簡単に電子出願用の出願書類を作成できるツール「さくっと書類作成」を提供しております。

電子出願ご利用の場合は、電子化手数料は不要となります、電子証明書を取得する費用がかかります。

電子出願ソフトサポートセンター

電話（東京）03-5744-8534（大阪）06-6946-5070 受付時間 9：00～18：15（平日）

4. 日本弁理士会の活用

特許・実用新案・意匠・商標の出願手続、調査、鑑定、異議申立、訴訟はもちろん、諸外国の制度や知的財産全般について弁理士が無料で相談に応じています。

日本弁理士会ホームページ「無料相談のご案内」をご参照ください。

https://www.jpaa.or.jp/free_consultation/

5. お問い合わせQ&Aの活用

特許庁ホームページでは各種相談や手続き、審査についてのお問い合わせを各担当部署への電話やメールフォームで受付けています。お気軽にご利用ください。

<https://www.jpo.go.jp/faq/list.html>

周辺地図



■主要交通機関

- 丸ノ内線・千代田線・日比谷線／霞ヶ関駅（出口A-13番）より徒歩7分
- 丸ノ内線・千代田線／国会議事堂前駅（出口3番）より徒歩5分
- 銀座線／虎ノ門駅（出口5番）より徒歩4分
- 南北線・銀座線／溜池山王駅（出口8番）より徒歩5分
- 日比谷線／虎ノ門ヒルズ駅（出口A2a）より徒歩8分

問い合わせ先

～産業財産権に関する一般的相談～
独立行政法人 工業所有権情報・研修館
産業財産権相談窓口

住 所／〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-4-3 (特許庁庁舎1階)
電 話／03-3581-1101 (内線2121~2123)
URL／<https://faq.inpit.go.jp>